

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

訓令	福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令	一五	出があった件	一五
告示	森林病虫害等防除法による駆除命令に係る事項を定めた件	一五	福島県教育委員会教育長	
公告	一般競争入札を行う件	一五	一般競争入札を行う件	一六
	争議行為を行う旨通知があった件	一五	福島県警察本部	
	土地改良区の役員が退任した旨届	一五	一般競争入札を行う件六件	一六
			福島県選挙管理委員会	
			選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	一六
			正誤	
			平成二十年二月二十九日付け定例第九百五十七号中	一七

## 訓令

### 福島県訓令第一号

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十一日

### 福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合検査規程(平成十三年福島県訓令第七号)の一部を次のよ

福島県知事 佐藤雄平

本庁機関  
出先機関

うに改正する。

第一条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十四条」に改める。

第十九条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第七条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第十三条」に改める。

様式第二号(表)中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第8条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条」に改める。

## 附則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令の施行の際現に改正前の福島県農林水産業協同組合検査規程の規定に基づき交付されている検査職員証は、改正後の福島県農林水産業協同組合検査規程の規定に基づき交付された検査職員証とみなす。

(経営支援領域協同組合グループ)

## 告示

### 福島県告示第百八十一号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十年三月十一日

福島県知事 佐藤雄平

### 一 区域及び期間

1 区域 福島県一円

2 期間 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

### 二 森林病虫害等の種類

松くい虫

### 三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができず、また、松くい虫を駆除した後に付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合)にあっては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。)又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)を行う場合は、この限りでない。

四 命令をしようとする理由

県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林林業領域森林整備グループ)

### 福島県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡双葉町大字上羽鳥字沢入三九四の七四、三九四の七五、三九五の七、三九五の八、大字松倉字長畑三二の一から三二の一三まで

#### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 三 解除の理由

道路用地とするため

(森林林業領域治山対策グループ)

## 公 告

### 公告第百二十二号

福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘及び圧着等に関する業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 入札に付する事項

1 件名及び数量 福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘及び圧着等に関する業務 一式

2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結日から平成二十一年三月三十一日まで

4 納入場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）

#### 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。  
2 公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

#### 三 財団法人日本情報処理開発協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度による「プライバシーマーク」を取得している者であること。

入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成二十年三月十七日（月）午後五時三十分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県総務部財務領域税務システムグループ  
電話〇二四―五二―七七二八

#### 四 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

1 配布期間 平成二十年三月十一日（火）から同月十七日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで

2 配布場所 三に掲げる場所に同じ。

3 その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列四番の大きさの用紙百枚が入る程度の大きさで、七百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、三に掲げる場所まで請求すること。

なお、平成二十年三月十七日（月）午後五時三十分まで必着とする。

#### 五 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成二十年三月二十七日（木）午前十一時

2 場所 福島県自治会館五階五〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）

#### 六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、予定件数に入札金額を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、予定件数に契約金額を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の百分の五以上の額の

七 入札の無効  
 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他  
 一 入札方法 入札書には、業務の区分に応じて一件当たりの単価を記載すること。なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、予定件数に契約金額を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

三 契約書作成の要否 要

四 その他 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成二十年四月一日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、詳細は、入札説明書による。

(財務領域税務システムグループ)  
 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療労働者の大幅増員、賃上げと雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十年二月二十九日付けで通知があった。

公告第百二十三号  
 平成二十年三月十一日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 日時 平成二十年三月十三日から問題解決までの期間  
 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙

厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック  
 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。  
 (労働領域労政グループ)

公告第百二十四号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
 平成二十年三月十一日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

土地改良区の名称 館岩土地改良区  
 退任した役員 氏名 住所  
 理事 星 光芳 南会津郡南会津町湯ノ花一二三四番地  
 同 芳賀 恭助 郡同 町松戸原一〇〇番地  
 同 星 亨治 郡同 町熨斗戸一〇二番地  
 同 星 幸平 郡同 町熨斗戸一三五番地  
 同 盛 清隆 郡同 町熨斗戸二四番地  
 同 星 澄雄 郡同 町熨斗戸六一番地  
 同 星 五郎 郡同 町伊与戸三四〇番地  
 同 湯田大三郎 郡同 町伊与戸三二〇番地  
 同 星 功 郡同 町伊与戸三二八番地  
 同 星 喜久夫 郡同 町森戸一二番地  
 同 星 一成 郡同 町森戸一三番地  
 同 星 充夫 郡同 町森戸一〇番地  
 同 湯田市三郎 郡同 町森戸三七〇番地  
 同 阿久津正人 郡同 町八総六六番地  
 同 高山 利一 郡同 町八総三六番地  
 同 星 長夫 郡同 町熨斗戸六番地  
 同 星 英信 郡同 町森戸二八八番地  
 (農村整備領域農村計画グループ)



福島県教育委員会教育長

公告第三号

教育職員免許状原簿の電子化に関する業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年三月十一日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

一 入札に付する事項

- 1 件名及び予定数量 教育職員免許状原簿の電子化に関する業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十一年三月二十五日まで
- 4 履行場所 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四に該当しない者であること。
- 2 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- 3 この公告に示した仕様と同種もしくは類似の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- 1 提出期間 平成二十年三月十一日（火）から同月十九日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ  
電話〇二四―五二―七七七〇

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年三月十九日（水）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 2 入札及び開札の日時 平成二十年三月二十七日（木）午前十時三十分

- 3 入札及び開札の場所 福島県自治会館七〇一会議室（福島県福島市中町八番二号）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。
- 5 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（教育振興領域免許財務グループ）

福島県警察本部

福島県警察本部公呼第15号

鑑識科学センター空調機保守等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167條の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246條第1項の規定により公告する。

平成20年3月11日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 鑑識科学センター空調機保守等業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び鑑識科学センター空調機保守等業務仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県警察鑑識科学センター（福島県福島市荒井字下笹森50番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて、同法別表第1の管工事業を営んでいる者であること。
  - (5) 建設業法第27条第1項の技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第1項の表の管工工事施工管理に係るものに限る。）に合格した者を空調機保守等業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。
  - (6) 福島県内に事業所を有する者であること。
  - (7) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項及び2の(7)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等  
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月27日（木）午前10時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
  - (3) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
  - 7 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに、入札の効力が生ずる。
  - 8 その他  
    - (1) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
    - (3) 契約書作成の要否 要
    - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- （会 計 課）
- 
- 福島県警察本部公告第16号**
- 福島県運転免許センター空調機保守等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
- 平成20年3月11日
- 福島県警察本部長 久 保 潤 二
- 1 入札に付する事項  
    - (1) 件名及び数量 福島運転免許センター空調機保守等業務 一式
    - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び福島運転免許センター空調機保守等業務仕様書による。
    - (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
    - (4) 履行場所 福島県警察福島運転免許センター（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者若しくは、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて、同法別表第1の管工事業を営んでいる者であること。
- (5) 建設業法第27条第1項の技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第1項の表の表の管工施工管理に係るものに限る。）に合格した者を空調機保守等業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。
- (6) 開庁日の午前8時から午後5時までの間、空調機運転に係る監視業務に従事できる者を常時1名配置できる者であること。
- (7) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (8) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号9660-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月27日（木）午前11時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

### 8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

### 福島県警察本部公告第17号

郡山運転免許センター空調機保守等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月11日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

### 1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 郡山運転免許センター空調機保守等業務 一式

(2) 委託業務の様式等 入札説明書及び郡山運転免許センター空調機保守等業務仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県警察郡山運転免許センター（福島県郡山市大槻町字美女池上14番6号）

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であ



ること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして  
いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）  
の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされてい  
る者において、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障が  
ないと認められる者であること。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて、同法別表第1  
の管工事業を営んでいる者であること。
- (5) 建設業法第27条第1項の技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第  
27条の3第1項の表の管工工事施工管理に係るものに限る。）に合格した者を空調機  
保守等業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。
- (6) 開庁日の午前8時から午後5時までの間、空調機運転に係る監視業務に従事でき  
る者を常時1名配置できる者であること。
- (7) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (8) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示し  
た仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)か  
ら(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平  
成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する  
者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所  
に同じ。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月27日（木）午前10時30分 福島県警  
察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

- (3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札  
保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当す  
る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな  
ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、  
契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行  
が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

8 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行なった者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要

- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第18号

福島県運転免許センター庁舎清掃等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行  
うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条  
の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）  
第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月11日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 福島県運転免許センター庁舎清掃等委託業務 一式

- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び福島県運転免許センター庁舎清掃等業務委託仕  
様書による。

- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- (4) 履行場所 福島県警察福島県運転免許センター（福島県福島市町庭坂字大原1番1  
号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必  
要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であ  
ること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして  
いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）  
の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされてい

る者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前のビル管理法第12条の2第1項第1号を含む。）の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

(5) ビル管理法第12条の2第1項第7号（改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前のビル管理法第12条の2第1項第5号を含む。）の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

(6) ビル管理法第7条第1項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を福島運転免許センター庁舎清掃等業務の監督業務に従事できる者として1名選任できる者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であること。

(8) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した仕様と同等度の業務の履行実績があること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月28日（金）午後1時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

#### 福島県警察本部公告第19号

郡山運転免許センター庁舎清掃等業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月11日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 郡山運転免許センター庁舎清掃等業務 一式

(2) 委託業務の様式等 入札説明書及び郡山運転免許センター庁舎清掃等業務仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県警察郡山運転免許センター（福島県郡山市大槻町字美女池上14番6号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）



の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされいていない者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前のビル管理法第12条の2第1項第1号を含む。）の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

(5) ビル管理法第12条の2第1項第7号（改正法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前のビル管理法第12条の2第1項第5号を含む。）の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

(6) ビル管理法第7条第1項の規定により建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を郡山運転免許センター庁舎清掃等業務の監督業務に従事できる者として1名選任できる者であること。

(7) 福島県内に事業所を有する者であること。

(8) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様と合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(7)までに掲げる事項及び2の(8)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課  
 電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月28日（金）午後2時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

福島県警察本部公告第20号

庁舎・職員公舎給水設備管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年3月11日

福島県警察本部長 久保 潤 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 庁舎・職員公舎給水設備管理業務 一式

(2) 委託業務の様式等 入札説明書及び庁舎・職員公舎給水設備管理業務仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県警察装備センター（福島県福島市荒井字下笹森50番地）ほか25箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして

いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて、同法別表第1の管工事業を営んでいる者であること。

(5) 建設業法第27条第1項の技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第1項の表の管工施工管理に係るものに限る。）に合格した者を給水設備管理業務に従事する者として1名以上配置できる者であること。

(6) 福島県内に事業所を有する者であること。

(7) この公告に示した仕様と同程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項及び2の(7)の履行実績について証明できる書類を添付して、平成20年3月17日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月28日（金）午前11時30分 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成20年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要件 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（会 計 課）

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十年三月十一日

#### 福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三三、四四八

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三四五、三九六

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

#### 選挙区

伊達郡	三二、八八六	福島市	七七、一一〇
安達郡	一八、三五四	会津若松市	三一、八〇九

○平成二十年二月二十九日付け定例第九百五十七号中

一二九	後ろか	585,200	85,200
ら	一		

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤

岩瀬郡	八、五四五	郡山市	八八、六九〇
南会津郡	八、九七二	いわき市	九五、三五一
耶麻郡	一四、三二三	白河市	一二、五九四
河沼郡	九、四三八	原町市	一二、七八一
大沼郡	八、七五五	須賀川市	一八、〇三四
西白河郡	一八、〇六三	喜多方市	九、三一九
東白川郡	九、九二〇	相馬市	一〇、四六四
石川郡	一二、五八〇	二本松市	九、一九四
田村郡	二〇、二〇七		
双葉郡	二〇、〇三二		
相馬郡	一一、〇四六		